

令和 8 年 7 月 17 日

浜田市議会議長 様

議員名 戸津川 美二

研 修 受 講 報 告 書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

記

1. 研修名

自治体議会特別セミナーin 浜田
議員の資質向上と議会運営の基本

講師：高沖 秀宣 氏（自治体議会研究所代表）
主催：自治体議会研究所

研修場所：浜田会場
浜田市石中央文化ホール 302 会議室
浜田市黒川町 4175 番地

2. 受講の目的

議員の資質向上と議会運営の基本について学ぶ

3. 期間（移動日を含む）

令和 8 年 7 月 9 日（木）13：30～16：00

4. 経費 10,000 円

（経費内訳 受講料 10,000 円 、旅費 0 円 ）

5. 研修のポイント

地域を活性化させるために二元代表制の下、日々活動している自治体議会議員の「学びの場」と位置付けされている。特に新人議員等のやる気のある議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について学ぶ。

6. 研修内容

（詳細は別紙のとおり）



【別 紙】

研修内容（要旨）

『議員の資質向上と議会運営の基本』

《改革の底辺から底辺の改革へ》

I 【議会の役割】とは・・・

市議会＝議決機関

市議会議員は、市民の願いを市政に反映させるため、市議会を構成して市民生活の様々な課題についてきめ細かく議論しどう処理すべきか決めている。

市長＝執行機関

市長は、市政を運営するため必要な予算や条例などを市議会に提案し、その議決を受けて、実際に市政を進めている。

お互いに独立した立場から協力し合って市民生活向上のために活動している。

憲法 93 条 議事機関として議会を設置 → 審議する熟議する機関

地方自治法第 89 条第 1 項 「議会は、議事機関」明確に規定

(2023 年 5 月 8 日公布)

地方自治法

第 89 条

- 1 普通地方公共団体にその議事機関として当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員でもって組織された議会を置く
- 2 普通地方公共団体の議会はこの法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律の定める検査及び調査その他の権限を行使する
- 3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。
議員の職務→議会基本条例に
規定を受けて、各議会は、具体的対応を
行動のルールを制定すべき → 政治倫理条例
議会は、住民の代表機関であり、議決機関とも言われるが、これは、執行機関側の意見である
合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、
議会は、如何に「民意」を反映できるかが課題である

○議決機関としての議会の機能

- ・地方自治法（第 96 条第 1 項）の議決権が最も基本的で本質的
条例の制定や予算の議決など（15 項目）
⇒ 議決によって自治体意思が決定される ⇒ 団体意思の決定機能

○長その他の執行機関の事務執行に対しこれを監視する機能

- ⇒ それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が
相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの
⇒ 憲法上、「二元代表制」が要請されている

議会は、住民の代表機関といった立場から、・・・

当該自治体の行政全般にわたる監視機能を担う議会の重要な機能
決算認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う

議会の重要な機能

- 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う
- 議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正動議、
- 専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

⇒ 議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が、求められている

自治体議会

◎執行機関の監視・評価機能

◎議会からの政策形成機能

ただし、政策形成機能の強化は、消極的な議会が多い

II 【議会運営】の基本とは・・・

「二元代表制」について

憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されている

与党（政権党）・野党関係は生じない制度である

（国会） （機関協調主義）

内閣 ←

国会 （与党、野党）

- ・国権の最高機関
- ・唯一の立法機関

（地方自治） （機関競争（対立）主義）

執行機関 ←

議会 （与党野党関係は想定されていない）

- ・地方自治の最高機関ではない
- ・唯一の立法機関ではない

《二元代表制における議会の役割》

議会は首長を支援する・支持する役割を住民は、期待しているのか？

⇒ 議会は、首長の追認機関ではない

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義
二元代表制は、機能しているか？

III 【議員力・議会力の強化】・・・

（加須市議会基本条例から）

議会力・・・市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動

議員力・・・地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動をいう

⇒ 政策立案・政策提言を議員間で共有できるか？

議会改革

・議会改革とは、二元代表制を追求することではないか？

・議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するためにその機能を強化すること ⇒ 「議会力の強化」

⇒ 「二元代表制」が実践されているか

《議会改革を測る基準》

(例) 早稲田デモクラシー創造研究所「地域経営のための議会改革度調査」

(調査の観点) 議会が果たすべき役割 (3つの柱)

- (1) 政策力の強化
(新しい技術も活用しながら政策形成・政策提言を議会として行う)
- (2) 主権者の参画
(主権者である住民の意見を反映させる仕組みの構築と実践)
- (3) 議会機能の強化
(二元代表制の一役を担う機関として事務局を含めた議会全体の機能の強化)

島根県・議会改革度ランキング (政策力の強化) (主権者の参画) (議会機能の強化)
(別途資料参照)

いなべ市議会事務局の意見

- ①議員一人ひとりが公約を掲げ市民の負託を受けて議員になっていることが前提
(政策の実現をめざして)
- ②政策の検証・評価・見直しに時間をかけ、政策提言に向け合意形成を図るための
議員間討議をしっかりと行っている
- ③議会事務局が果たしてきた役割
議員が、「こういう議会にしていきたい」、「こういうことに取り組んでいきたい」
といったことを理論的に整理し、議会基本条例との紐付け、効果的かつ機能を強化
させるための体制を設計してきたこと
- ④議会事務局職員は執行機関と違って事業で成果を測ることはできない、議会が
4年間でいかに良いパフォーマンスをするかが事務局の目標であり、達成度を測
る形になる

《今後の議会力の強化の方向性》

- ①地方議会成熟度評価モデルの第三者評価を実施
- ②事業評価からの政策サイクル

IV 【通年議会制】・・・

《自治体議会は、通年議会制を導入したことによって議会力はアップしたか?》

通年議会は議員同士の議論を重視する点にその神髄はある

通年議会の主なメリット

- ① いつでも議会を開くことができるため、より慎重な議案審議や専門的な調査
を行うことができる
- ② 委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発
化が期待できる
- ③ 市政に対する監視機能や政策立案の機能が強化できる
- ④ 市長や議員が必要に応じて、議案を提出できる
- ⑤ 市長が提出する議案など年間を通じて審議することができるため、市長の専
決処分を必要最小限に抑制することができる

V 【政策提案の原点】・・・

①予算修正

- ・予算の議決科目
- ・予算の増額修正
- ・長の予算提出権

②一般（代表）質問からの議会の政策提言へ

③政策提言書等の作成

政策立案等は、市政に関する特定の課題を解決するために行われるものだが、その解決を図るべき課題は常任委員会の所管事務調査によって明らかにされるケースが多い

VI 【政務活動費の活用】・・・

政務活動費とは、・・・地方自治法 第100条14

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。・・・

①調査研究その他の活動に資するための経費の一部に対して交付される

②「調査研究」に交付額を充てる

③「政務活動」に充てることができる経費の範囲は条例で定める

⇒ 返還せずに、まずは調査研究費で使用するべき

VII 【ポストコロナ時代の議会運営】・・・

①多様性の有る議会

②オンラインによる委員会の開催

③オンラインによる本会議の開催

④議員政治倫理条例・ハラスメント防止条例

【所感】

議会は、議決機関だけでなく、議事機関であり、また監視機能を担う機関である。また、多くの議会で消極的な政策形成機能が求められている。二元代表制の意義を十分に理解し、住民の代表である首長とは、立場や役割が異なり、それを踏まえて議会の運営をする必要がある。

これまでの議会運営や自身の活動が「前例踏襲の手続き」に終始していなかったか、深く考えさせられた。特に講師が強調された「二元代表制のメリットを最大化するための議会力」という視点は非常に重要である。

議会改革においては、早稲田デモクラシー創造研究所の「議会改革度調査」における①政策力の強化、②主権者の参画、③議会機能の強化の調査項目により全国2位という評価を頂いている。議員になってこの評価がどう示されているのか、実感がなかなかわからない。評価を頂いている議会として議員としてどのようにふるまっていくのか評価が問われていると思う。

議員力（個の力の向上）と議会力（戦術の多様化）の両輪がそろって初めて議会が強くなると講師の方は、サッカー日本代表監督の言葉を引用されていた。

また、全国的な課題である「議員のなり手不足」や「議会への関心の低下」を打破するためには、議会が住民にとって「身近で、かつ地域の未来を決める政策を形にする場所」として機能している姿を背中を示す必要があると思う。この研修で学んだことを議会の場で実践していくことが重要であると思った。